

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 7 月 1 日
【会社名】	リゾートトラスト株式会社
【英訳名】	RESORTTRUST, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伏見 有貴
【本店の所在の場所】	名古屋市中区東桜二丁目18番31号
【電話番号】	052 - 933 - 6000(大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 業務部門管掌 兼CCO 井内 克之
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区東桜二丁目18番31号
【電話番号】	052 - 933 - 6000(大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 業務部門管掌 兼CCO 井内 克之
【縦覧に供する場所】	リゾートトラスト株式会社 東京本社 (東京都渋谷区代々木四丁目36番19号 リゾートトラスト東京ビル) リゾートトラスト株式会社 大阪支社 (大阪市北区西天満 4 -14- 3 リゾートトラスト御堂筋ビル) リゾートトラスト株式会社 横浜支社 (横浜市港北区新横浜 3 -19- 1 LIVMO ライジングビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

2022年6月28日に開催された当社第49回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

総額 1,611,442,185円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

2. 剰余金の処分にに関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更案第10条第2項は、インターネットの普及を考慮し、手続きの合理化を図るため、株主名簿管理人及びその事務取扱場所を取締役会決議により定めるのみとし、公告を不要とする変更を行う。

2. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）13名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、伊藤與朗、伊藤勝康、伏見有貴、井内克之、新谷敦之、内山敏彦、高木直、花田慎一郎、古川哲也、荻野重利、伊藤豪、野中ともよ、寺澤朝子の13名を選任するものがあります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	877,387	1,796	0	(注) 1	可決 99.80
第2号議案 定款一部変更の件	878,222	962	0	(注) 2	可決 99.89
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)13名選任の件					
伊藤 與朗	783,043	96,141	0	(注) 3	可決 89.06
伊藤 勝康	753,742	125,441	0	(注) 3	可決 85.73
伏見 有貴	769,949	109,234	0	(注) 3	可決 87.58
井内 克之	850,035	29,149	0	(注) 3	可決 96.68
新谷 敦之	849,964	29,220	0	(注) 3	可決 96.68
内山 敏彦	849,919	29,265	0	(注) 3	可決 96.67
高木 直	849,497	29,687	0	(注) 3	可決 96.62
花田 慎一郎	850,024	29,160	0	(注) 3	可決 96.68
古川 哲也	849,942	29,242	0	(注) 3	可決 96.67
荻野 重利	850,177	29,007	0	(注) 3	可決 96.70
伊藤 豪	838,145	41,039	0	(注) 3	可決 95.33
野中 ともよ	870,091	9,093	0	(注) 3	可決 98.97
寺澤 朝子	870,382	8,802	0	(注) 3	可決 99.00

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使された議決権の数、及び本株主総会当日に出席した株主のうち各決議事項に対する意思の表示の内容が確認できた一部の株主(当社役員等)が行使した議決権の数の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適切に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算してありません。